

各 位

会 社 名 かどや製油株式会社
代表者名 代表取締役社長 北川 淳一
(コード番号 2612 東証スタンダード市場)
問合せ先 常務執行役員 経営企画部長
兼 コーポレート本部長 佐藤 幹央
(TEL 03-6721-6957)

**(変更)「株式会社 ITG-G ホールディングスによる当社株式に対する
公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の一部変更に関するお知らせ**

株式会社 ITG-G ホールディングス (以下「公開買付者」といいます。) による当社の普通株式 (以下「当社株式」といいます。) に対する公開買付け (以下「本公開買付け」といいます。) に関して、当社が 2026 年 9 月 14 日に公表しました「株式会社 ITG-G ホールディングスによる当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」(以下「9 月 14 日付プレスリリース」といいます。)(当社が 2026 年 10 月 28 日付で公表いたしました「(変更)「株式会社 ITG-G ホールディングスによる当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の一部変更に関するお知らせ」により変更された事項を含みます。) の記載内容に一部変更すべき事項がございましたので、下記のとおりお知らせいたします。

公開買付者による金融商品取引法施行令第 30 条第 1 項第 4 号に基づく要請により当社が公表した 2026 年 10 月 29 日付「株式会社 ITG-G ホールディングスによる公開買付け届出書の訂正届出書の提出に伴う「かどや製油株式会社 (証券コード: 2612) の普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の変更に関するお知らせ」に記載のとおり、公開買付者は、当社が、2026 年 10 月 27 日付で、9 月 14 日付プレスリリースに記載した当社への買収提案に係る検討プロセスに参加しているファンドである候補者 C から、当社株式に対する公開買付け及びその後のスクイーズアウト手続を通じた当社株式の非公開化に係る法的拘束力を有する提案書を受領した旨を公表したことに伴い、公開買付者が 2026 年 9 月 15 日付で提出した公開買付け届出書 (2026 年 9 月 25 日付及び同年 10 月 8 日付で提出した公開買付け届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。) につきまして、訂正すべき事項が生じたため、公開買付け期間を 2026 年 11 月 13 日まで延長し、合計 39 営業日とすることを決定したとのことです。

なお、訂正箇所には下線を付しております。

記

2. 買付け等の概要
(変更前)

公開買付けの目的	当社株式の非公開化
買付け等の期間	2026 年 9 月 15 日 (火曜日) から 2026 年 <u>10 月 30 日</u> (金曜日) まで (<u>30</u> 営業日)
買付け等の価格	普通株式 1 株につき 金 2,514 円
買付予定数の下限 (注 1)	13,847,100 (株)
買付予定数の上限	— (株)

(注 1) 本公開買付けにおける買付予定数の下限 (13,847,100 株) について買付け等を行った場合における買付け等後の株券等所有割合 (金融商品取引法 (昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。) 第 27 条の 2 第 8 項に規定する株券等所有割合をいい、その者に同条第 1 項第 1 号に規定する特別関係者がある場合にあっては、その株券等所有割合を加算したものをいいます。) は、66.65% (小数点以下第三位を四捨五入) とのことです。なお、当該株券等所有割合の計算においては、当社が 2026 年 6 月 19 日に提出した第 69 期有価証券報告書 (以下「当社有

価証券報告書」といいます。)に記載された2026年3月31日現在の総株主の議決権の数(92,071個)について、2026年4月株式分割(注2)が行われたことを勘案し、当該総株主の議決権の数に3を乗じた数(276,213個)を分母として計算しているとのことです。本日現在における当社の単元未満株式の数が判明しておらず、同日現在の当社の総株主等の議決権の数が不明であるところ、2026年3月31日現在の総株主等の議決権の数が公表又は提出した書類において把握可能な直近の総株主等の議決権の数であることから、当該計算においては、当社有価証券報告書に記載された同日現在の総株主等の議決権の数(92,071個)を基にした数を分母として用いているとのことです。

<後略>

(変更後)

公開買付けの目的	当社株式の非公開化
買付け等の期間	2026年9月15日(火曜日)から2026年11月13日(金曜日)まで(39営業日)
買付け等の価格	普通株式1株につき 金2,514円
買付予定数の下限(注1)	13,847,100(株)
買付予定数の上限	—(株)

(注1) 本公開買付けにおける買付予定数の下限(13,847,100株)について買付け等を行った場合における買付け等後の株券等所有割合(金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいい、その者に同条第1項第1号に規定する特別関係者がある場合にあっては、その株券等所有割合を加算したものをいいます。)は、66.65%(小数点以下第三位を四捨五入)とのことです。なお、当該株券等所有割合の計算においては、当社が2026年6月19日に提出した第69期有価証券報告書(以下「当社有価証券報告書」といいます。)に記載された2026年3月31日現在の総株主の議決権の数(92,071個)について、2026年4月株式分割(注2)が行われたことを勘案し、当該総株主の議決権の数に3を乗じた数(276,213個)を分母として計算しているとのことです。2026年9月14日時点における当社の単元未満株式の数が判明しておらず、同日現在の当社の総株主等の議決権の数が不明であるところ、2026年3月31日現在の総株主等の議決権の数が公表又は提出した書類において把握可能な直近の総株主等の議決権の数であることから、当該計算においては、当社有価証券報告書に記載された同日現在の総株主等の議決権の数(92,071個)を基にした数を分母として用いているとのことです。

<後略>

3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由等

(2) 意見の根拠及び理由

① 本公開買付けの目的の概要

(変更前)

<前略>

今般、公開買付者は、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)のスタンダード市場(以下「東京証券取引所スタンダード市場」といいます。)に上場している当社株式の全て(ただし、当社が所有する自己株式(ただし、BBT所有株式(以下に定義します。)を除きます。以下同じです。)及び本不応募株式(以下に定義します。以下同じです。)を除きます。)を取得し、当社株式を非公開化するための取引(以下「本取引」といいます。)の一環として、2026年9月14日付で本公開買付けを実施することを決定したとのことです。

<中略>

また、公開買付者は、当社の第1位株主である三菱商事株式会社(所有株式数7,431,000株、所有割合:26.88%。以下「三菱商事」といいます。)と公開買付届出書提出日以降に協議を行う予定であり、公開買付期間中に、三菱商事との間で、三菱商事が保有する当社株式の全てについて本公開買付けに応

募せず、当社が実施する自己株式取得に応じる旨の合意を締結することができた場合には、直ちに公開買付届出書の訂正届出書を提出するとともに、三菱商事の保有する当社株式の数に相当する株式数のみ本公開買付けにおける買付予定数の下限を引き下げ、本公開買付けにおける当社株式1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）、本自己株式取得対象株式の数及び本自己株式取得価格を引き上げる旨の変更を行う想定です。具体的には、買付予定数の下限を6,416,100株（当該買付予定数の下限について買付け等を行った場合における買付け等後の株券等所有割合は、66.65%（小数点以下第三位を四捨五入）です。）とし、三菱商事が保有する当社株式1株当たりの自己株式取得価格を2,175円（以下「本自己株式取得価格（三菱商事）」といいます。）、変更後の本公開買付価格を2,644円、変更後の本自己株式取得対象株式の数を、小澤物産の保有する当社株式のうち1,925,951株、変更後の本自己株式取得価格を2,104円とすることを予定しているとのことです。なお、本自己株式取得価格（三菱商事）は、三菱商事において、法人税法に定めるみなし配当の益金不算入規定が適用されることが見込まれることを踏まえ、自己株式取得に応じた場合の税引後手取り額が、仮に三菱商事が上記引き上げ後の本公開買付価格（2,644円）に応募した場合に得られる税引後手取り額と同額又はそれ以下の額となるように設定しているため、かかる自己株式取得は公開買付価格の均一性規制（法第27条の2第3項）の趣旨に反するものではないと考えているとのことです。

また、公開買付者は、当社の第2位株主である三井物産株式会社（所有株式数6,058,500株、所有割合：21.92%。以下「三井物産」といい、三菱商事と合わせて「法人株主」といいます。）と公開買付届出書提出日以降に協議を行う予定であり、公開買付期間中に、三井物産との間で、三井物産が保有する当社株式の全てについて本公開買付けに応募せず、当社が実施する自己株式取得に応じる旨の合意を締結することができた場合には、直ちに公開買付届出書の訂正届出書を提出するとともに、三井物産の保有する当社株式の数に相当する株式数のみ本公開買付けにおける買付予定数の下限を引き下げ、本公開買付価格、本自己株式取得対象株式の数及び本自己株式取得価格を引き上げる旨の変更を行う想定とのことです。具体的には、買付予定数の下限を7,788,600株（当該買付予定数の下限について買付け等を行った場合における買付け等後の株券等所有割合は、66.65%（小数点以下第三位を四捨五入）です。）とし、三井物産が保有する当社株式1株当たりの自己株式取得価格を2,156円（以下「本自己株式取得価格（三井物産）」といいます。）、変更後の本公開買付価格を2,620円、変更後の本自己株式取得対象株式の数を、小澤物産の保有する当社株式のうち1,919,829株、変更後の本自己株式取得価格を2,086円とすることを予定しているとのことです。なお、本自己株式取得価格（三井物産）は、三井物産において、法人税法に定めるみなし配当の益金不算入規定が適用されることが見込まれることを踏まえ、自己株式取得に応じた場合の税引後手取り額が、仮に三井物産が上記引き上げ後の本公開買付価格（2,620円）に応募した場合に得られる税引後手取り額と同額又はそれ以下の額となるように設定しているため、かかる自己株式取得は公開買付価格の均一性規制（法第27条の2第3項）の趣旨に反するものではないと考えているとのことです。

<中略>

I 本公開買付けの実施前（本日現在）

<中略>

II 本公開買付けの成立後（2026年10月下旬）

<中略>

III 本最終株式併合後（2027年1月下旬）（予定）

<中略>

IV 本貸付け等後（2027年2月上旬）（予定）

<中略>

V 本自己株式取得後（2027年2月下旬）（予定）

<後略>

（変更後）

<前略>

今般、公開買付者は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）のスタンダード市場（以下「東京証券取引所スタンダード市場」といいます。）に上場している当社株式の全て（ただし、当社が所有する自己株式（ただし、ＢＢＴ所有株式（以下に定義します。）を除きます。以下同じです。）及び本不応募株式（以下に定義します。以下同じです。）を除きます。）を取得し、当社株式を非公開化するための取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、2026 年 9 月 14 日付で本公開買付けを実施することを決定したとのことです。

その後、公開買付者は、2026 年 9 月 15 日より本公開買付けを開始いたしましたが、当社が 2026 年 10 月 28 日付で公表した「(変更)「株式会社 ITG-G ホールディングスによる当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の一部変更に関するお知らせ」（以下「2026 年 10 月 28 日付当社プレスリリース」といいます。）において、当社が、2026 年 10 月 27 日付で、C 社（下記「③ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」において定義します。以下同じです。）（注 1 の 2）から、本公開買付け（C 社）（下記「③ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」において定義します。以下同じです。）及び本取引（C 社）（下記「③ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」において定義します。以下同じです。）に係る本 C 社提案（下記「③ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」において定義します。以下同じです。）を受領した旨を公表したことを受けて、公開買付届出書の訂正届出書を提出する必要があるため、法令に基づき、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付け期間」といいます。）を当該訂正届出書の提出日である 2026 年 10 月 29 日から起算して 10 営業日を経過した日に当たる 2026 年 11 月 13 日まで延長し、合計 39 営業日とすることを決定したとのことです。

（注 1 の 2）2026 年 10 月 28 日付当社プレスリリースにおいては、その旨は開示されておりませんが、公開買付者は、当該 C 社が株式会社アドバンテッジパートナーズであると推察しているとのことです。

<中略>

また、公開買付者は、当社の第 1 位株主である三菱商事株式会社（所有株式数 7,431,000 株、所有割合：26.88%。以下「三菱商事」といいます。）と 2026 年 9 月 15 日以降協議を行っており、公開買付け期間中に、三菱商事との間で、三菱商事が保有する当社株式の全てについて本公開買付けに応募せず、当社が実施する自己株式取得に応じる旨の合意を締結することができた場合には、直ちに公開買付届出書の訂正届出書を提出するとともに、三菱商事の保有する当社株式の数に相当する株式数のみ本公開買付けにおける買付予定数の下限を引き下げ、本公開買付けにおける当社株式 1 株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）、本自己株式取得対象株式の数及び本自己株式取得価格を引き上げる旨の変更を行う想定です。具体的には、買付予定数の下限を 6,416,100 株（当該買付予定数の下限について買付け等を行った場合における買付け等後の株券等所有割合は、66.65%（小数点以下第三位を四捨五入）です。）とし、三菱商事が保有する当社株式 1 株当たりの自己株式取得価格を 2,175 円（以下「本自己株式取得価格（三菱商事）」といいます。）、変更後の本公開買付け価格を 2,644 円、変更後の本自己株式取得対象株式の数を、小澤物産の保有する当社株式のうち 1,925,951 株、変更後の本自己株式取得価格を 2,104 円とすることを予定しているとのことです。なお、本自己株式取得価格（三菱商事）は、三菱商事において、法人税法に定めるみなし配当の益金不算入規定が適用されることが見込まれることを踏まえ、自己株式取得に応じた場合の税引後手取り額が、仮に三菱商事が上記引き上げ後の本公開買付け価格（2,644 円）に応募した場合に得られる税引後手取り額と同額又はそれ以下の額となるように設定しているため、かかる自己株式取得は公開買付け価格の均一性規制（法第 27 条の 2 第 3 項）の趣旨に反するものではないと考えているとのことです。

また、公開買付者は、当社の第 2 位株主である三井物産株式会社（所有株式数 6,058,500 株、所有割合：21.92%。以下「三井物産」といい、三菱商事と合わせて「法人株主」といいます。）と 2026 年 9 月 15 日以降協議を行っており、公開買付け期間中に、三井物産との間で、三井物産が保有する当社株式の全てについて本公開買付けに応募せず、当社が実施する自己株式取得に応じる旨の合意を締結するこ

とができた場合には、直ちに公開買付届出書の訂正届出書を提出するとともに、三井物産の保有する当社株式の数に相当する株式数のみ本公開買付けにおける買付予定数の下限を引き下げ、本公開買付価格、本自己株式取得対象株式の数及び本自己株式取得価格を引き上げる旨の変更を行う想定とのことです。具体的には、買付予定数の下限を 7,788,600 株（当該買付予定数の下限について買付け等を行った場合における買付け等後の株券等所有割合は、66.65%（小数点以下第三位を四捨五入）です。）とし、三井物産が保有する当社株式 1 株当たりの自己株式取得価格を 2,156 円（以下「本自己株式取得価格（三井物産）」といいます。）、変更後の本公開買付価格を 2,620 円、変更後の本自己株式取得対象株式の数を、小澤物産の保有する当社株式のうち 1,919,829 株、変更後の本自己株式取得価格を 2,086 円とすることを予定しているとのことです。なお、本自己株式取得価格（三井物産）は、三井物産において、法人税法に定めるみなし配当の益金不算入規定が適用されることが見込まれることを踏まえ、自己株式取得に応じた場合の税引後手取り額が、仮に三井物産が上記引き上げ後の本公開買付価格（2,620 円）に応募した場合に得られる税引後手取り額と同額又はそれ以下の額となるように設定しているため、かかる自己株式取得は公開買付価格の均一性規制（法第 27 条の 2 第 3 項）の趣旨に反するものではないと考えているとのことです。

<中略>

I 本公開買付けの実施前（2026 年 9 月 14 日時点）

<中略>

II 本公開買付けの成立後（2026 年 11 月中旬）

<中略>

III 本最終株式併合後（2027 年 2 月上旬）（予定）

<中略>

IV 本貸付け等後（2027 年 2 月下旬）（予定）

<中略>

V 本自己株式取得後（2027 年 3 月上旬）（予定）

<後略>

② 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

(ii) 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

<前略>

(変更前)

2026 年 9 月 9 日、小澤氏及びインテグラルは、当社取締役会及び本特別委員会に対し、当社が既に比較・検討したバイディングオファーを提出した候補者に限り、選定プロセスから早期に退場させること及び当該提案に応諾した上で、本公開買付けに対する賛同・応募推奨を行う方針を維持し、その実施に向けた準備に協力することを条件として、2026 年 8 月 27 日付提案の有効期限を 2026 年 9 月 14 日まで延長する予定である旨の書簡を提出したとのことです。これに対し、2026 年 9 月 10 日、本特別委員会より、上記の条件について応諾する旨の伝達を受けたことから、小澤氏及びインテグラルは、2026 年 8 月 27 日付提案の有効期限を 2026 年 9 月 14 日まで延長することに合意したとのことです。さらに同日、小澤氏及びインテグラルは、本特別委員会から、本公開買付契約におけるフィデューシャリー・アウト条項に定める適格対抗公開買付けに該当するための経済的要件についてその買付価格が本公開買付けに係る公開買付価格を 1 円以上上回れば満たされるとの内容にすることを条件として、当該条項の適用対象から、当社及び本特別委員会が既に比較検討を実施した法的拘束力を有する提案の提出者を除外することを受け入れることとした旨の連絡を受けたとのことです。

(変更後)

2026 年 9 月 9 日、小澤氏及びインテグラルは、当社取締役会及び本特別委員会に対し、当社が既に比較・検討したバイディングオファーを提出した候補者に限り、選定プロセスから早期に退場させるこ

と及び当該提案に応諾した上で、本公開買付けに対する賛同・応募推奨を行う方針を維持し、その実施に向けた準備に協力することを条件として、2026年8月27日付提案の有効期限を2026年9月14日まで延長する予定である旨の書簡を提出したとのことです。これに対し、2026年9月10日、本特別委員会より、上記の条件について応諾する旨の伝達を受けたことから、小澤氏及びインテグラルは、2026年8月27日付提案の有効期限を2026年9月14日まで延長することに合意したとのことです。さらに同日、小澤氏及びインテグラルは、本特別委員会から、本公開買付契約におけるフィデューシャリー・アウト条項に定める適格対抗公開買付けに該当するための経済的要件についてその買付価格が本公開買付けに係る公開買付価格を1円以上上回れば満たされるとの内容にすることを条件として、当該条項の適用対象から、当社及び本特別委員会が既に比較検討を実施した法的拘束力を有する提案の提出者を除外することを受け入れることとした旨の連絡を受けたとのことです。

これを受けて公開買付者は、2026年9月15日より本公開買付けを開始いたしました。

2026年10月1日、小澤氏は、当社のファイナンシャル・アドバイザーであるみずほ証券を介してC社より依頼を受け、同年10月6日、C社との面談を行い、C社より、本取引（C社）に係る検討の経緯について説明を受けたとのことです。同年10月20日、小澤氏は、C社より再度依頼を受けて、C社との面談を行い、C社をパートナーとする本取引（C社）の実施につき提案を受けましたが、小澤氏としては、インテグラルをパートナーとして本公開買付けの成立を目指していることから、同日、C社による提案を拒否し、同日、その旨を公開買付者にも伝達したとのことです。

その後、当社が公表した2026年10月28日付当社プレスリリースにおいて、当社が、2026年10月27日付で、C社から本C社提案を受領した旨を公表したことを受けて、公開買付届出書の訂正届出書を提出する必要性が生じたため、法令に基づき、公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2026年10月29日から起算して10営業日を経過した日に当たる2026年11月13日まで延長し、合計39営業日とすることを決定したとのことです。

③ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由
(変更前)

＜前略＞

当社及び本特別委員会は、本C社提案を受領したことを踏まえて、本C社提案が当社の企業価値の向上及び株主共同の利益の確保に資するものであるかについて、本公開買付けとの比較検討を含め、慎重に評価及び検討する必要があると判断しております。当社は、本C社提案が上記のようなものであり、公開買付価格（C社）は本公開買付価格より高い水準であることに加えて、当該提案の法的拘束力、資金調達の確実性、取引実行の蓋然性及び企業価値向上施策等を総合的に勘案し、本C社提案は、本公開買付契約（当該契約の概要については、下記「（6）公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「① 本公開買付契約」をご参照ください。）に基づき、適格対抗提案（下記「（6）公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「① 本公開買付契約」において定義します。以下同じです。）に該当すると評価しており、また、本C社提案を受けているにもかかわらず、なお本賛同意見表明を維持することが、当社の取締役の善管注意義務違反を構成する具体的なおそれがあると合理的に認められると判断したため、公開買付者に対して、本公開買付価格の変更について協議を申し入れることが妥当であると判断いたしました。そのため、当社は、2026年10月27日付で、本公開買付契約に基づき公開買付者に対して本公開買付価格の変更について協議を申し入れております（以下「本申入れ」といいます。）。なお、本公開買付契約によれば、公開買付者が、本申入れを行った日から7営業日を経過する日又は本公開買付期間満了日の前営業日のうちいずれか早い方の日、すなわち、2026年10月29日までに（ただし、公開買付者が本公開買付期間を延長する場合には、本申入れを行った日から7営業日を経過する日である同年11月6日までとなります。）、本公開買付価格を公開買付価格（C社）以上の金額に変更する旨の再提案を行わない場合には、当社は、事前に公開買付者に書面により通知した上で、本公開買付契約に基づく当社の一定の義務を負わず、かつ、本賛同意見表明を撤回又は変更する取締役会決議を行うことができ、さらに、公開買付者に対して書面で通知することにより、本公開買付契約を解除することができるものとされております。

<後略>

(変更後)

<前略>

当社及び本特別委員会は、本C社提案を受領したことを踏まえて、本C社提案が当社の企業価値の向上及び株主共同の利益の確保に資するものであるかについて、本公開買付けとの比較検討を含め、慎重に評価及び検討する必要があると判断しております。当社は、本C社提案が上記のようなものであり、公開買付価格（C社）は本公開買付価格より高い水準であることに加えて、当該提案の法的拘束力、資金調達の確実性、取引実行の蓋然性及び企業価値向上施策等を総合的に勘案し、本C社提案は、本公開買付契約（当該契約の概要については、下記「（6）公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「① 本公開買付契約」をご参照ください。）に基づき、適格対抗提案（下記「（6）公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「① 本公開買付契約」において定義します。以下同じです。）に該当すると評価しており、また、本C社提案を受けているにもかかわらず、なお本賛同意見表明を維持することが、当社の取締役の善管注意義務違反を構成する具体的なおそれがあると合理的に認められると判断したため、公開買付者に対して、本公開買付価格の変更について協議を申し入れることが妥当であると判断いたしました。そのため、当社は、2026年10月28日付で、本公開買付契約に基づき公開買付者に対して本公開買付価格の変更について協議を申し入れております（以下「本申入れ」といいます。）。なお、本公開買付契約によれば、公開買付者が、本申入れを行った日から7営業日を経過する日又は本公開買付期間満了日の前営業日のうちいずれか早い方の日、すなわち、2026年10月29日までに（ただし、公開買付者が本公開買付期間を延長する場合には、本申入れを行った日から7営業日を経過する日である同年11月9日までとなります。）、本公開買付価格を公開買付価格（C社）以上の金額に変更する旨の再提案を行わない場合には、当社は、事前に公開買付者に書面により通知した上で、本公開買付契約に基づく当社の一定の義務を負わず、かつ、本賛同意見表明を撤回又は変更する取締役会決議を行うことができ、さらに、公開買付者に対して書面で通知することにより、本公開買付契約を解除することができるものとされております。

<後略>

（3）公開買付けの公正性を担保するための措置

⑥ 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

(変更前)

公開買付者は、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日に設定しているとのことです。公開買付期間を法令に定められた最短期間より長期に設定することにより、当社の株主の皆様が本取引の是非や本公開買付価格の妥当性について熟慮し、本公開買付けに対する応募の是非について適切な判断を行うための期間を提供しつつ、対抗的な買付け等を行う機会を確保することにより、本公開買付価格の公正性を担保することを企図しているとのことです。

また、公開買付者及び当社は、本公開買付契約を締結しており、本公開買付契約においては、当社が公開買付者以外の者と接触等を行うことを一定程度制限する規定が定められているものの、公開買付者以外の者（ただし、本日現在までに当社に対して法的拘束力のある非公開化提案を提出した者を除きます。以下「対抗的買収提案者」といいます。）による当社の非公開化を目的とする法的拘束力のある提案又は公開買付けとの関係で一定の例外も定められており、対抗的買収提案者による公開買付け又はその提案の機会が不当に制限されることがないよう、そのような対抗的買収提案者が当社との間で接触することを過度に制限するような合意は行っておらず、対抗的な買付け等の機会を妨げないよう配慮しております。なお、上記の対抗的買収提案者には、公開買付者及びB社を除く本候補者、すなわちA社及びC社も含まれるため、両社が、本公開買付けの開始後も引き続き、当社に対して法的拘束力を有する提案を行うことは、本公開買付契約によるものを含め、何ら制限を受けません。このように、上記公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性を

担保しているとのことです。

(変更後)

公開買付者は、公開買付期間を、法令に定められた最短期間が 20 営業日であるところ、39 営業日に設定しているとのことです。公開買付期間を法令に定められた最短期間より長期に設定することにより、当社の株主の皆様が本取引の是非や本公開買付価格の妥当性について熟慮し、本公開買付けに対する応募の是非について適切な判断を行うための期間を提供しつつ、対抗的な買付け等を行う機会を確保することにより、本公開買付価格の公正性を担保することを企図しているとのことです。

また、公開買付者及び当社は、本公開買付契約を締結しており、本公開買付契約においては、当社が公開買付者以外の者と接触等を行うことを一定程度制限する規定が定められているものの、公開買付者以外の者（ただし、2026 年 9 月 14 日までに当社に対して法的拘束力のある非公開化提案を提出した者を除きます。以下「対抗的買収提案者」といいます。）による当社の非公開化を目的とする法的拘束力のある提案又は公開買付けとの関係で一定の例外も定められており、対抗的買収提案者による公開買付け又はその提案の機会が不当に制限されることがないよう、そのような対抗的買収提案者が当社との間で接触することを過度に制限するような合意は行っており、対抗的な買付け等の機会を妨げないよう配慮しております。なお、上記の対抗的買収提案者には、公開買付者及びB社を除く本候補者、すなわちA社及びC社も含まれるため、両社が、本公開買付けの開始後も引き続き、当社に対して法的拘束力を有する提案を行うことは、本公開買付契約によるものを含め、何ら制限を受けません。このように、上記公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性を担保しているとのことです。

(6) 公開買付けに係る重要な合意に関する事項

① 本公開買付契約

(変更前)

<前略>

(注1) 当社による上記各義務の履行の前提条件は、大要、本公開買付けの開始日において、①公開買付者の表明及び保証が重要な点において真実かつ正確であること、②公開買付者が本公開買付契約上の義務を重要な点において履行又は遵守していること、③本特別委員会による本公開買付けへの賛同に関する肯定的な答申が維持されていること、④本取引を制限又は禁止する司法・行政機関等の判断等がなされておらず、その具体的なおそれもないこと、並びに⑤三菱商事から公開買付者に対して本公開買付け又は本取引の実行に反対する旨の意向が書面により明示的に表明されていないことと規定されております。なお、当社は、その任意の裁量により前提条件の全部又は一部を放棄することができるものとされております。

<後略>

(変更後)

<前略>

(注1) 当社による上記各義務の履行の前提条件は、大要、2026 年 9 月 15 日において、①公開買付者の表明及び保証が重要な点において真実かつ正確であること、②公開買付者が本公開買付契約上の義務を重要な点において履行又は遵守していること、③本特別委員会による本公開買付けへの賛同に関する肯定的な答申が維持されていること、④本取引を制限又は禁止する司法・行政機関等の判断等がなされておらず、その具体的なおそれもないこと、並びに⑤三菱商事から公開買付者に対して本公開買付け又は本取引の実行に反対する旨の意向が書面により明示的に表明されていないことと規定されております。なお、当社は、その任意の裁量により前提条件の全部又は一部を放棄することができるものとされております。

<後略>

② 本取引合意書（創業家株主）
（変更前）

＜前略＞

（注１）創業家株主による上記各義務の履行の前提条件は、大要、公開買付届出書提出日において、①当社の取締役会により本公開買付けへの賛同及び株主への応募推奨に係る決議がなされ、当該決議が適法に公表されるとともに、その内容が変更又は撤回されていないこと、②本特別委員会による本公開買付けへの賛同に関する肯定的な答申が維持されていること、③本取引を制限又は禁止する司法・行政機関等の判断等がなされておらず、その具体的なおそれもないこと、④公開買付者が本取引合意書（創業家株主）上の義務を重要な点において履行又は遵守していること、並びに⑤公開買付者の表明及び保証が重要な点において真実かつ正確であることと規定されているとのことです。なお、創業家株主は、その任意の裁量により前提条件の全部又は一部を放棄することができるものとされているとのことです。

＜後略＞

（変更後）

＜前略＞

（注１）創業家株主による上記各義務の履行の前提条件は、大要、2026年9月15日において、①当社の取締役会により本公開買付けへの賛同及び株主への応募推奨に係る決議がなされ、当該決議が適法に公表されるとともに、その内容が変更又は撤回されていないこと、②本特別委員会による本公開買付けへの賛同に関する肯定的な答申が維持されていること、③本取引を制限又は禁止する司法・行政機関等の判断等がなされておらず、その具体的なおそれもないこと、④公開買付者が本取引合意書（創業家株主）上の義務を重要な点において履行又は遵守していること、並びに⑤公開買付者の表明及び保証が重要な点において真実かつ正確であることと規定されているとのことです。なお、創業家株主は、その任意の裁量により前提条件の全部又は一部を放棄することができるものとされているとのことです。

＜後略＞

以 上